

鳥取県多面的機能支払交付金交付要綱

制定 平成26年4月11日付第201400009600号
最終改正 令和6年4月11日付第202400013639号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、県内の農地、農業用施設や農村環境について、地域ぐるみでの共同活動による良好な保全と質的向上を図ることで維持発揮される多面的機能や地域振興、担い手農家への農地集積に資することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「交付金実施要領」という。）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「機能支払交付金交付要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号、平成28年4月1日付け27農振第2219号農林水産省生産局長通知、農林水産省農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）に基づいて行う別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う市町村及び交付金実施要綱別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、次に掲げるとおりとし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額しなければならない。

(1) 別表1の第1欄の1にあっては、別表2の第2欄に定める地目別の交付単価に当該対象農用地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の1に定める交付率を乗じて得た額の合計額以下とする。

(2) 別表1の第1欄の2にあっては、次のとおりとする。

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

(イ)、(エ)については(ア)に取り組む場合に、(ウ)については(ア)及び(イ)に取り組む場合に限り適用する。

(ア) 別表2の第3欄に定める地目別の交付単価に当該対象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額の合計額以下とする。

(イ) 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が交付金実施要領別記1-2第3の2(3)に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目組を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する活動組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない活動組織が交付金実施要領別記1-2第3の2(3)に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動を除く。）から2活動項目以上取り組

む場合に、活動期間中に限り、別表2の第5欄に定める地目別の交付単価に對象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める率を乗じて得た額以下とする。

(ウ) (イ) の支援を受ける活動組織であって、次のa又はbのいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限り、別表2の第6欄に定める地目別の交付単価に對象農地面積を乗じて得た額に別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

a 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

b 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

(エ) 事業計画に定める活動期間中に、次のa又はbのいずれかに該当する活動を行う場合に、別表2の第7欄に定める田の交付単価に對象農地面積を乗じて得た額に別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

a (ア) の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする)

b 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、(ア) の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合(対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体とする)

イ 施設の長寿命化のための活動

別表2の第4欄に定める地目別の交付単価に當該対象農地面積を乗じて得た額に、別表1の第4欄の2に定める交付率を乗じて得た額の合計額以下とする。なお、交付金実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に150万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

ウ 活動組織の広域化・体制強化

別表3の第3欄に定める交付単価に、別表3の第4欄に定める交付率を乗じて得た額以下とする。

(3) 別表1の第1欄の3にあっては、別表1の第3欄に定める経費の額と交付申請額のいずれか低い額とする。

3 前項第2号ウの対象となる活動組織は、次のとおりとする。

(1) 交付金実施要綱別紙5及び交付金実施要領第4に基づき設置された広域活動組織。

(2) (1)に準じて設置された規模要件が200ha未満(中山間地にあっては50ha未満)の広域活動組織で市町村長が認定したもの。

4 補助事業を実施する者は、当該事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。

(経費の流用)

第4条 別表1の第1欄に掲げる1及び2のアにおいては、相互間の交付対象経費の流用を可能とする。また、活動計画書に定めた活動を実施する場合は、別表1の第1欄に掲げる1又は2のアから2のイへの流用を可能とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、規則第5条に基づいて、規則様式第1号により、農地・水保全課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の第1欄に掲げる1及び2については交付金実施要領様式第2-9号によるものとする。ただし、別表1の第3欄の2のウについて、200ha未満（中山間地にあっては50ha未満）の申請がある場合は、様式第1号も添付するものとする。また、別表1の第1欄に掲げる3については推進交付金実施要領様式第2号又は推進交付金実施要領様式第3号によるものとする。
- 3 別表1の第1欄の1から2に係る本交付金の申請書の審査に当たっては、交付事業者に対し、活動の対象農用地が存する市町村により県交付金と同額以上の補助金、交付金又は負担金が交付される見込みを考慮して行うものとする。
- 4 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付金交付決定年度の翌年度の5月5日のいずれか早い日。ただし、交付金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の5月15日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の5月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別表1の第1欄に掲げる1及び2については交付金実施要領様式第2-9号によるものとする。ただし、別表1の第1欄に掲げる2のウについて、200ha未満（中山間地にあっては50ha未満）の申請がある場合は、様式第2号も添付するものとする。また、別表1の第1欄に掲げる3については推進交付金実施要領様式第2号又は推進交付金実施要領様式第3号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の

後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況の報告)

第9条 別表1の第1欄の交付事業者は、交付決定に係る年度の12月31日現在において様式第4号による報告書を作成し、当該年度の1月15日までに提出しなければならない。ただし、規則第19条に基づく概算払いを交付決定に係る年度の第3四半期の最終月に受けた場合はこの限りではない。

(概算払の時期等の変更を求める書類)

第10条 規則第20条第1項の申出書は、様式第5号によるものとする。

(交付金の返還等)

第11条 別表1の対象事業の実施期間は、交付金実施要領第1の4の(1)のとおりとする。

- 2 別表1の第1欄の交付事業者は、県交付金の支払いを受けたときは、活動組織に対して、遅滞なく交付金を交付しなければならない。
- 3 別表1の第1欄の事業を行う交付事業者は、交付決定のあった年度の終了時点において県交付金に残額が生じたときは、交付決定のあった年度の翌年度の6月20日までに県に返還するものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(交付決定前着手)

第13条 事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、別表1の第1欄に掲げる3について交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した様式第7号をあらかじめ知事に提出するものとする。

(間接交付の条件)

第14条 補助事業者は、間接補助事業に対する補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

2 補助事業者は、交付金実施要綱第5に定める事業実施主体に交付金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、機能支払交付金交付要綱第6、第8から第10まで及び第14の規定に準ずる条件を付すほか、機能支払交付金交付要綱第18条第1項の（1）のアからエに掲げる条件を付さなければならない。

（間接的な変更等の承認）

第15条 補助事業者は、第14条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表1の第5欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第16条 補助事業者は、第14条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（契約等）

第17条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般的競争に付さなければならぬ。ただし、補助事業の運営上、一般的の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、推進交付金交付等要綱別記様式第11号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（書類の保存）

第18条 補助事業者は、規則第26条に定める書類に加え、推進交付金交付等要綱別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（交付金調書）

第19条 補助事業者（地方公共団体に限る）は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付金調書を作成しておかなければならぬ。交付金調書は別表1の第1欄に掲げる1及び2については機能支払交付金交付要綱別記様式第9号、別表1の第1欄に掲げる3については推進交付金交付等要綱別記様式第10号によるものとする。

（残存物件の処理）

第20条 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（額の再確定）

第21条 補助事業者は、規則第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出するものとする。

(提出書類の部数等)

第22条 規則及びこの要綱の規定により別表1の第2欄の交付事業者が知事に提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所をいう。）を経由して提出しなければならない。

(事業完了報告)

第23条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から5日を経過する日と当該補助事業の完了予定年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。ただし、既に実績報告書が提出されている場合はこの限りでない。

(雑則)

第24条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、農地・水保全課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月11日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、鳥取県農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱（平成23年4月21日付け第201100010006号鳥取県農林水産部長通知）は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて平成23年度までに交付された交付金にかかる報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。
- 3 この要綱の第3の条2の（2）の才高度な農地・水の保全活動においては、平成25年度までに採択された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該活動計画書に基づく活動を継続することができるものとする。

附 則

この改正は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年度事業から適用する。
- 2 この要綱の第3条の2の（2）の才高度な農地・水の保全活動については、平成25年度までに採択された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該活動計画書に基づく活動を継続することができるものとする。（農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成25年5月16日24付け農振第2682号農林水産事務次官依命通知）別紙2の規定に基づく）

附 則

この改正は、平成27年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月11日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表1（第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、及び第11条関係）

1 対象事業	2 交付事業者	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
1 農地維持支払交付金	市町村	交付金実施要綱別紙1の規定に基づき、活動組織の代表と市町村長等との間で締結される協定により5年間以上継続して行われる共同活動を行う活動組織に対し、市町村が交付金の交付に充てるために要する経費。	3/4	事業実施主体の変更 本交付金交付額と2資源向上支援交付額との相互間における30%を超える額の増減
2 資源向上支払交付金	市町村	交付金実施要綱別紙2及び交付金実施要領第2の9の規定に基づき行われる、次いずれかに掲げる活動に取り組む活動組織に対して、市町村が交付金の交付に充てるために要する経費。 ア 地域資源の質的向上を図る共同活動 イ 施設の長寿命化のための活動 ウ 活動組織の広域化・体制強化	3/4	事業実施主体の変更 本交付金交付額と1農地維持支援交付額との相互間における30%を超える額の増減
3 推進交付金	市町村 推進組織	推進交付金交付等要綱別紙1の規定に基づき、市町村及び推進組織が行う事業に要する経費のうち、推進交付金実施要領第4の2に規定する経費。	—	

別表2（第3条関係）
【地目別交付単価（上限）】

(単位：円／10アール)

1 地 目	2 交付単価1	3 交付単価2	4 交付単価3	5 交付単価4	6 交付単価5	7 交付単価6
田	3,000	2,400	4,400	400	400	400
畑	2,000	1,440	2,000	240	240	
草 地	250	240	400	40	40	

なお、交付単価は以下のように取り扱う。

- ア 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち市町村から認定又は市町村と締結した協定に、協定の対象となる資源として位置付けて共同活動又は地域資源の質的向上を図る共同活動を5年間以上実施した農用地及び施設の長寿命化のための活動の対象農用地については、表中の第3欄及び第5～7欄にそれぞれに0.75を乗じて得た額を交付単価とする。
- イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合、当該支払の交付単価に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。
- ウ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）のうち交付金実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、且つ直営施工を実施しない活動組織にあっては、表中の第4欄に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。

別表3（第3条関係）

【交付単価】

(1組織当たり)

1 区 分	2 規模要件	3 交付単価	4 交付率	5 事業期間
活動組織の 広域化・体制強化	50(25)ha未満	無し (1)万円	(1/2)	5か年
	50(50)ha未満	無し (2)万円	(1/2)	5か年
	100(75)ha未満	2 万円 (4)	1/2 (3/4)	5か年
	100(100)ha未満	2 万円 (5)	1/2 (3/4)	5か年
	150(200)ha未満	4 万円 (6)	1/2 (3/4)	5か年
	200(200)ha未満	6 万円 (6)	1/2 (3/4)	5か年
	1000(1000)ha未満又 は特定非営利活動法人	8 万円 (8)	3/4 (3/4)	5か年
	1000(1000)ha以上	1 6 万円 (1 6)	3/4 (3/4)	5か年
	(協定に参加する集落 が3集落以上の範囲で 協定の対象とする区域)	(4万円)	(3/4)	5か年

※()は中山間地

※上表のうち、交付金実施要綱別紙2第6の2(3)により国の助成を含むものは、令和5年度に助成を受けている組織に対して同年度を含む活動期間中に限り交付できるものとする。